

	<p>況その他特別の理由によりやむを得ない場合にあつては、3メートル以上)のもの舗装事業。ただし、国若しくは県の補助金又は資金以外の地方債を財源として行う事業を除く。</p> <p>(1) 国道又は県道と連絡するもの</p> <p>(2) 集落(戸数25戸以上)間を連絡するもの</p> <p>(3) 学校、保健所等の公共施設に通ずるもの</p>	<p>に規定する普通地方長期資金をいう。以下同じ。)の貸付利率に相当する率</p>	<p>範囲内で知事が定める額</p>
	<p>2 駐車場設置事業</p> <p>駐車場(観光施設整備に係るもの及び有料のものを除く。)で面積500平方メートル以上のもの及び自転車置場の設置事業</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p>
<p>生活環境 施設整備 事業</p>	<p>1 コミュニティ施設整備事業</p> <p>地区住民のコミュニティ活動の推進に必要と認められる施設の整備事業</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率(上限:年3.0パーセント)</p> <p>〔普通地方長期資金〕の貸付利率が年</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で</p>

		3.0パーセントを上回る場合は、3.0パーセント。以下、同じ。	知事が定める額
2	住民団体コミュニティ施設整備事業 自治会、町内会等の住民団体がコミュニティ施設の整備を行うために必要な資金の貸付事業	貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率 (上限：年 3.0パーセント)	事業費に係る一般財源所要額を超えない範囲内で知事が定める額
3	消防防災施設整備事業 (1) 防火水槽、火災報知器その他消防施設の整備事業 (2) 河川、水路、ため池等に係る水難事故を防止するためのガードレールその他の施設の整備事業	貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率	事業費に係る一般財源所要額の 100分の90を超えない範囲内で知事が定める額
4	環境衛生施設整備事業 生活排水路、給水人口が 100人以下の飲料水供給施設、20戸未満の農業集落を対象とする農業集落排水処理施設その他の地域住民の生活環境の改善のための施設の整備事業	貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率 (上限：年 3.0パーセント)	事業費に係る一般財源所要額の 100分の75を超えない

		範囲内で 知事が定 める額
5 魅力ある地域環境整備事業	貸付決定の日における	事業費に
(1) まちづくりに関する事業のうち次に掲げる事業	普通地方長期資金の貸付利率に相当する率	係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定める額
ア まちづくり総合支援事業	(上限：年3.0パーセント)	
a 優れた景観整備事業		
b 福祉のまちづくり事業		
c 雪に強く、雪に親しむ施設整備事業		
d 地域活性化事業		
イ 令和新時代まちづくり推進事業 地域の特色・強みを活かした人口減少対策に向けた事業		
(2) まちづくり推進協議会等の地区住民団体が都市景観整備、町並保存のための施設の整備を行うために必要な資金の貸付事業（以下この項において「まちづくり資金貸付事業」という。）	貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率	まちづくり資金貸付事業にあっては、事業費に係る一般財源所要額を限度とする。
(3) 前2号以外の事業として行われる魅力ある地域環境整備事業		

<p>6 公共施設改修事業</p> <p>窓枠取替え、屋上防水工事、壁面塗り替え、空調設備の整備などの既存の公共施設の改修事業</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p>
<p>7 ふるさと活性化施設整備事業</p> <p>中山間地域等を活性化させるための次の事業</p> <p>(1) 特産品振興施設整備事業</p> <p>展示施設、試食即売施設、レストハウス、加工・研究施設等の施設の整備事業</p> <p>(2) 製作・創作体験施設整備事業</p> <p>和紙、木工品及び陶磁器の製作並びに民謡・民芸の体験施設、イベント広場等の施設の整備事業</p> <p>(3) 文化的施設保存活用事業</p> <p>後世に継承すべき文化的施設を保存活用する事業</p> <p>(4) 寺、合掌家屋、分校等の廃屋有効利用事業</p> <p>都市と山村との交流施設、文化活動施設、レクリエーション施設等として廃屋を有効利用する事業</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p> <p>(上限：年 3.0パーセント)</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p>

	<p>8 花と緑の環境整備及び森林レクリエーション関連施設整備事業</p> <p>(1) 街路、学校、公園、運動広場等における植栽、花壇造成などの公共施設の緑化事業</p> <p>(2) 県立・県定公園整備事業 知事が指定する県立・県定公園整備事業</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率 (上限：年 3.0パーセント)</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p>
	<p>9 企業立地助成事業</p> <p>富山県企業立地助成金交付要綱別表に掲げる工場周辺環境整備事業又は立地基盤整備事業で富山県企業立地助成事業助成金の交付決定を受けた施設の整備事業</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率 (上限：年 3.0パーセント)</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p>
<p>社会教育施設整備事業</p>	<p>1 社会教育施設整備事業のうち、次に掲げる施設で市町村の中核的機能を持つものの整備事業</p> <p>(1) 科学・文化施設整備事業 科学・文化の振興のための科学教育センター、郷土資料館等の施設の整備事業</p> <p>(2) 健康・スポーツ施設整備事業 健康増進及びスポーツの振興のため</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率 (上限：年 3.0パーセント)</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p>

	<p>のトレーニングセンター、テニスコート、運動広場等の施設の整備事業</p> <p>(3) 国際交流設備整備事業</p> <p>国際交流の促進のための同時通訳設備等の設備の整備事業</p>		
	<p>2 その他の社会教育施設の整備事業</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p>
<p>観 光 施 設 整 備 事 業</p>	<p>観光資源の活用に必要な駐車場、休憩所その他の施設の整備事業</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p>
<p>広 域 施 設 整 備 事 業</p>	<p>広域市町村圏計画に基づく事業のうち、一定以上の広域的な利用が図られる施設又は設備の整備事業。ただし、道路の整備に関する事業を除く。</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率 (上限：年 3.0パーセント)</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の100</p>

		ント)	分の75を 超えない 範囲内で 知事が定 める額
辺地山村 等公共施 設整備事 業	<p>辺地山村等公共施設整備事業のうち、次に掲げる事業</p> <p>(1) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号。以下この項において「辺地法」という。）第2条第2項に掲げる公共的施設及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下この項において「過疎法」という。）第12条第1項に掲げる施設の整備事業で地域住民の生活条件の向上のため必要と認められるもののうち、辺地法第2条第1項に規定する地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する地域及びこれらの地域に準ずる地域並びに過疎法第2条第1項に規定する地域（以下この項において「辺地山村等の地域」という。）において行われる事業。ただし、道路にあっては、道路法第3条第4号に規定する市町村道に限る。</p> <p>(2) 広域施設整備事業の対象となる事業のうち、辺地山村等の地域を包括する</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率（上限：年3.0パーセント）</p> <p>ント)</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額を超えない範囲内で知事が定める額</p>

	<p>市町村が単独又は共同で行う事業及びこれらの市町村で組織する一部事務組合又は広域連合が行う事業。ただし、辺地山村等の地域において行うものに限る。</p> <p>(3) 半島振興法（昭和60年法律第63号） 第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域で行われる同法第3条第1項に規定する半島振興計画の整備計画に定める施設の整備事業</p>		
<p>その他に知事が必要と認める事業</p>	<p>1 学校大規模改修事業 窓枠取替え、屋上防水工事、壁面塗り替え、アスベスト撤去工事、空調設備の整備などの小・中学校の大規模改修事業</p> <p>2 社会福祉施設・児童福祉施設整備事業 次に掲げる事業（知事が指定するまちづくり総合支援事業として行われる高齢者、身障者のための施設整備事業を除く。） (1) 高齢者、身障者のための安全かつ快適なまちづくり事業として行われる公共的建築物、道路、緑地等の施設整備</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p> <p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率（上限：年3.0パーセント）</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p> <p>事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定</p>

事業		める額
<p>(2) 児童福祉向上のための施設整備事業</p> <p>3 緊急性が高く財政措置の必要がある次に掲げる事業のうち知事が特に認める事業</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設整備事業で広域的かつ緊急性の高い事業</p> <p>(2) 県の総合計画及び重要施策等の推進に資すると認められる次に掲げる事業</p> <p>ア 県の主要なイベントと連携して行われる事業</p> <p>イ 定住・半定住のための施設整備事業</p> <p>ウ 駅周辺整備事業（鉄道事業者が負担すべき部分を除く。）</p> <p>エ 世界で最も美しい富山湾関連自転車道等整備事業</p> <p>(3) 国及び県の財政措置が変更される事業</p> <p>(4) 合併重点支援地域に指定された市町村又は合併市町村（市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村をいう。）が実施する新しいまちづくり事業</p>	無 利 子	<p>事業費に係る一般財源所要額の100分の90</p> <p>（（2）については、事業費に係る一般財源所要額を超えない範囲内で知事が定める額ただし、1事業当たり5億円を超えないものとする</p>
<p>4 防災拠点施設耐震性強化事業</p> <p>市町村の防災拠点となる庁舎（消防庁舎を含む。）のうち、耐震調査の結果耐</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p>	<p>事業費に係る一般財源所要</p>

	震化工事が必要と判定された施設について実施する耐震性強化事業	(上限：年3.0パーセント)	額の100分の90を超えない範囲内で知事が定める額
5	その他特に知事が必要と認める事業	貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率 (意欲的かつユニークな事業と認められるものにあつては、年3.0パーセントを上限とする。)	事業費に係る一般財源所要額を超えない範囲内で知事が定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前日に、この告示による改正前の富山県市町村振興基金貸付要綱の規定により貸付けの決定を受けた資金の貸付けの対象となる事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

(ワンチームとやま推進室)

富山県告示第108号

家畜伝染病予防法に基づく検査の実施について

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はその発生を予察するため、家畜伝染病予

防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により家畜又はその死体の所有者に対し次のとおり検査を受けることを命じ、同条第2項の規定により公示する。

令和4年3月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 ヨーネ病

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雄牛

ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している生後12ヵ月齢以上の牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

2 伝達性海綿状脳症

(1) 実施の目的

牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出の対象となる牛の死体

イ 月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する

方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

3 腐^そ蛆病

(1) 実施の目的

蜜蜂の腐^そ蛆病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂

(3) 検査の方法

臨床検査及び細菌学的検査

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

4 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

(1) 実施の目的

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

(3) 検査の方法

臨床検査、血清学的検査（酵素免疫測定法又は寒天ゲル内沈降反応検査）、ウイルス学的検査及びその他必要な検査

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

5 オーエスキー病

(1) 実施の目的

オーエスキー病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（ラテックス凝集反応法又はウイルス中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

6 豚繁殖・呼吸障害症候群

(1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（酵素免疫測定法）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

7 豚熱

(1) 実施の目的

豚熱の免疫付与状況等を確認するため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし

(3) 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）
に基づく方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

8 アフリカ豚熱

(1) 実施の目的

アフリカ豚熱の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし

(3) 検査の方法

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づく方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

9 アカバネ病

(1) 実施の目的

牛のアカバネ病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域

土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月18日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画下水道

(名称) 射水公共下水道

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月18日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設		開発許可を受けた者	
	位置・区域	種類	住所	氏名
中新川郡立山町利田161番1、162番、163番及び164番1			富山市流杉255番地	エヌアイシ・オートテック株式会社
黒部市荻生1311番1、1312番1、1313番1、1314番、1315番、1980番の一部、1982番、1313番2の一部、1944番の一部及び1983番の一部	同左	道路公園下水道	富山市高園町19番30富号	ホームネットとやま株式会社

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年3月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ富山西荒屋店 富山市西荒屋17番 ほか

- 2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社クスリのアオキ
- 4 新設の日 令和4年11月8日
- 5 店舗面積の合計 1,258㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物西側1箇所/55台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側1箇所/15台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南西側1箇所/30㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南西側2箇所/7.0㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時及び翌午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所/敷地西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時
- 8 届出の日 令和4年3月7日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 10 縦覧期間 令和4年3月18日から令和4年7月19日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否

- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

